令和８年９月３日招集

令和８年第７回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第 95 号　琴浦町印鑑条例の一部改正について・・・

議案第 110 号　令和 7 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 25

議案第 111 号　令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥ 25

議案第 112 号　令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥‥ 25

議案第 113 号　令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥ 25

議案第 114 号　令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について‥‥ 26

議案第 115 号　令和 7 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 26

議案第 116 号　令和 7 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 26

議案第 117 号　令和 7 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 26

議案第 118 号　令和 7 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 26

議案第 119 号　令和 7 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥ 27

議案第 120 号　令和 7 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 27

議案第 121 号　令和 7 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 27

議案第 122 号　令和 7 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 27

議案第 123 号　令和 7 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥ 27

議案第 124 号　令和 7 年度琴浦町水道事業会計決算認定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

議案第 125 号　令和 7 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

議案第 126 号　令和 7 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

議案第 127 号　令和 7 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

議案第 128 号　建設工事請負変更契約の締結について〔笠見地区農業用排水路改修工事(2 工区)〕
‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

議案第129号　財産の無償譲渡について……35

議案第130号　琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について……37

令和８年９月定例議会　議案概要			担当課	町民生活課	種別	条例
議案番号	議案第 95 号	議案名	琴浦町印鑑条例の一部改正について			

目　　的

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律により、在留カード・特別永住者証明書に、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード・特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）が創設され、これらのカードを用いて印鑑登録証明書を取得することが可能となるため、条例について所要の改正を行うもの。

内　　容

1　改正の概要

特定在留カード等の交付を受けた印鑑登録者が、当該特定在留カード等を利用して、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により印鑑登録証明書の交付申請を行えるよう改正する。

2　諸規程の整備

本条例改正に併せ、「琴浦町印鑑条例施行規則」及び「琴浦町証明書等交付事務における本人確認事務取扱要綱」に当該カード等を明記し、証明書申請者の本人確認書類とするよう改正。

3　関係法令

(1) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

【特定在留カード】　　出典：出入国在留管理庁





【特定特別永住者証明書】





補足事項

施行期日：公布の日

添付資料：特定在留カード説明用リーフレット（入管庁）

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

現状・課題

✓ ３月を超えて在留する外国人（原則）
・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。

✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。

✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。

現行在留カード



現行マイナンバーカード



入管法

１．マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

○ 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
○ 義務ではなく、一体化しないことも可能。

２．一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

○ 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。

※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口

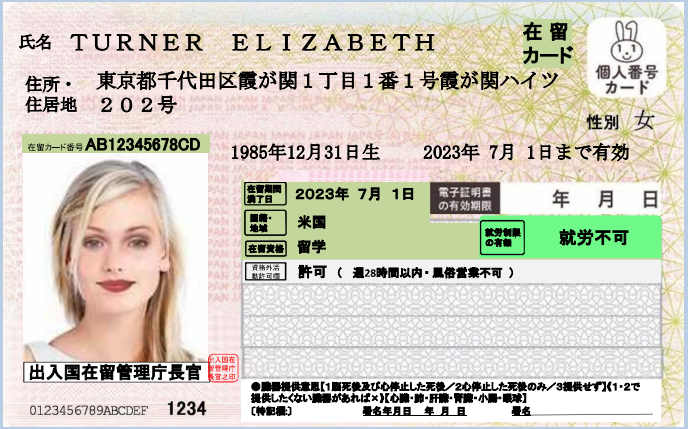
３．券面・有効期間

○ 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
※その他はICチップに記録

○ 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

４．電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）



<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">子育て応援課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第96号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　改正の概要
○地域型保育事業として新たに「満３歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、当該事業に係る利用定員・その他基準等を定める。

【満３歳以上限定小規模保育事業】
３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業で、国家戦略特別区域に限り認められていたものが、令和８年４月より全国展開されることとなった。

○その他必要な条文の整理を行う。

※令和８年７月３１日現在、町内に小規模保育事業所はない。
※同日現在、町内における小規模保育事業所および満３歳以上限定小規模保育事業所の開設予定もない。

２　改正対象となる主な内容
①用語定義の追加
「満３歳以上限定小規模保育事業」を新たに定義し、児童福祉法第６条の３第 10 項第３号に規定する事業として位置づける。これまでの小規模保育事業は「満３歳未満等小規模保育事業」に変更する。
（第２条第６項及び第６項の２）
②利用定員の規定
満３歳以上限定小規模保育事業者は、事業所ごとに満３歳以上の小学校就学前児童に係る利用定員を定める。従来の小規模保育事業と異なり、年齢区分ごとの定員設定は不要とする。
（第 37 条第２項及び第３項）
③その他基準の整備
職員配置および設備基準等について、満３歳以上限定小規模保育事業</td></tr>
</table>

	に対応した基準を整備する。 （第 39 条第１項から第３項、第 42 条第１項第３号及び第５項・第６項、第 51 条第１項、第 51 条の２第１項、第 52 条第１項）
補足事項	施行期日：公布の日

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td colspan="2">担当課</td><td>子育て応援課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第97号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">①児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令 および ③学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則 の施行等に伴い、所要の改正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　改正の概要
①満３歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備
家庭的保育事業者等が、満３歳以上限定小規模保育事業として３歳～５歳の幼児を受け入れる場合の利用定員・その他基準等を定める。

②理学療法士等の配置に関する特例基準の整備
家庭的保育事業者等の保育士の数について、理学療法士等の有資格者を配置し、当該有資格者が保育士の支援を受けて保育を行うことができる体制が整えられている場合には、当該有資格者１人に限り保育士としてみなすことができることとする。

③児童対象性暴力等の防止に係る規定の新設
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行に伴い、家庭的保育事業等は、児童等対象業務従事者に係る過去の性犯罪歴などの確認その他必要な措置を講じなければならないこととする。

④その他必要な条文の整理

※令和８年７月３１日現在、町内に家庭的保育事業所はない。
※同日現在、町内における家庭的保育事業所および満３歳以上限定小規模保育事業所の開設予定もない。

２　改正対象となる主な内容
①満３歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備
・「満３歳以上限定小規模保育事業」を新たな区分として追加（第６条）
・利用定員、職員配置、設備基準等について、満３歳以上限定小規模保育事業に対応した基準を整備　（第 18 条）</td></tr>
</table>

	②理学療法士等の配置に関する特例基準の整備 ・理学療法士等が保育士とみなされる条件の明確化 （第 29 条第４項、第 31 条第４項、第 44 条第４項、第 47 条第４項） ・理学療法士等が保育を行う場合の支援体制確保要件を整備 （第 29 条第５項、第 31 条第５項、第 44 条第５項、第 47 条第５項） ③児童対象性暴力等の防止に係る規定の新設　（第 13 条）
補足事項	施行期日：公布の日。児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備については、令和８年 12 月 25 日（こども性暴力防止法の施行の日）

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>農林水産課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 98 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">琴浦町立多目的研修集会施設条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">琴浦町行財政改革プランおよび琴浦町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設適正化の取り組みとして、認可地縁団体より譲渡の同意を得た２施設を条例から削除するもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">１　概要
条件が整ったため、倉坂部落の集会所２か所を条例から削除する。
・倉坂自治会が認可地縁団体となったため、集会所を倉坂自治会名義で登記することが可能となった。
・地元が譲渡を受けることについての同意があった。
※町が事業主体として補助事業で建設し、公共施設として位置づけていた。

２　改正内容
（１）倉坂部落の集会所２か所を条例から削除
・倉坂地区活性化施設
・倉坂多目的集会所</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5">施行期日：公布の日
関連議案：議案第 129 号　財産の無償譲渡について</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">総務課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 99 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和８年度琴浦町一般会計補正予算(第４号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">町道等改良整備事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、地域経済変動対策資金利子補給事業等、各種事業を追加するほか、令和７年度からの繰越金及び令和８年度普通交付税を財源とする財政調整基金の積立てを行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>14,736,169</td><td>518,048</td><td>15,254,217</td></tr>
</table>
２　主な追加内容
歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。
［単位：千円］
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th></tr>
<tr><td>地方特例交付金</td><td>2,220</td></tr>
<tr><td>地方交付税</td><td>59,067</td></tr>
<tr><td>国庫支出金</td><td>9,843</td></tr>
<tr><td>県支出金</td><td>3,109</td></tr>
<tr><td>繰入金</td><td>12,404</td></tr>
<tr><td>繰越金</td><td>418,348</td></tr>
<tr><td>町債</td><td>12,800</td></tr>
<tr><td>諸収入</td><td>257</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>518,048</td></tr>
</table>
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。

（１）町道等改良整備事業［11,059 千円］
ア　事業説明
社会資本整備総合交付金事業で行う除雪車更新事業の実績が減額見込であることから、本事業への事業費組替を行う。併せて、他路線からの流用により、町道立子大熊線道路改良工事の進捗を図る。
イ　経費
町道立子大熊線道路改良工事　［26,059 千円］
町道笠見一号線道路改良工事［△15,000 千円］
ウ　財源</td></tr>
</table>

	国庫支出金［6,082 千円］（うち除雪車更新事業減額による事業費組替分 6,082 千円） 町債　　［4,940 千円］（うち除雪車更新事業減額による事業費組替分 3,040 千円） 一般財源　　［37 千円］ （２）地域介護・福祉空間整備等施設整備事業［6,800 千円］ ア　事業説明 認知症高齢者グループホーム事業所が行う施設照明設備のＬＥＤ化改修費用を支援する。 イ　経費 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金　［6,800 千円］ ウ　財源 国庫支出金［6,800 千円］ （３）地域経済変動対策資金利子補給事業［1,447 千円］ ア　事業説明 地域経済に大きな影響を及ぼす環境の変化を受けて、経営の安定に支障が生じている事業者に対し、経営の安定や事業継続に必要な融資について、その利子を県と協調して３年間補助する。融資申込の実績見込みの増加と、融資申込期限を３ヵ月（９月末まで）延長したことにより、補助金を増額するもの。 イ　経費 地域経済変動対策資金利子補助金［1,447 千円］ ウ　財源 県支出金［723 千円］ 一般財源［724 千円］ （４）道の駅ポート赤碕運営管理［621 千円］ ア　事業説明 道の駅ポート赤碕の運営方法の変更に伴い、町が直営でトイレの維持管理を行う。 イ　経費 トイレ清掃委託料　　［1,485 千円］ 消耗品費　　［98 千円］ ポート赤碕運営負担金［△962 千円］ ウ　財源

	一般財源［621 千円］ （５）農業用水緊急確保支援事業［209 千円］ ア　事業説明 夏期渇水において農業用水を確保するために緊急対策を行った組織に対して、対策経費を支援する。 イ　経費 農業用水緊急確保支援補助金［209 千円］ ウ　財源 県支出金［209 千円］ （６）国営かんがい排水事業［2,057 千円］ ア　事業説明 国営かんがい排水施設の西高尾第一揚水機場及び１号調整水槽において、除塵機に不具合が生じたため緊急点検を行う必要があり、施設管理に係る補助金を増額する。 イ　経費 東伯地区国営管理体制整備補助金［2,057 千円］ ウ　財源 県支出金　［1,542 千円］ 管理体制整備受託事業収入（北栄町）［194 千円］ 一般財源　［321 千円］ （７）もえるごみ指定ごみ袋購入事業［4,522 千円］ ア　事業説明 ナフサ不足による原材料価格の上昇に加え、販売数の変動や近隣市町でのごみ袋不足を踏まえ、指定ごみ袋の安定供給に必要な数量を確保する。 イ　経費 もえるごみ指定ごみ袋購入費（消耗品費）［4,522 千円］ ウ　財源 一般財源［4,522 千円］ （８）財産管理（普通財産）［200 千円］ ア　事業説明

	旧カウベルホールに保管しているピアノの状態を確認するため検品を行う。 イ　経費 旧カウベルホールピアノ検品委託料［200 千円］ ウ　財源 一般財源［200 千円］ （９）情報公開審査［1,487 千円］ ア　事業説明 情報公開審査請求の増加に伴い、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への委託料を増額する。 イ　経費 情報公開審査会委託料［1,487 千円］ ウ　財源 一般財源［1,487 千円］ (10) 行政訴訟対応［1,111 千円］ ア　事業説明 令和５年度からの行政訴訟が終結したことから、代理人弁護士に委託料を支払うもの。 イ　経費 行政訴訟委託料［1,111 千円］ ウ　財源 一般財源［1,111 千円］ (11) 学校備品購入［10,200 千円］ ア　事業説明 聖郷小学校及び東伯中学校への教育環境充実を希望され寄附いただいた ふるさと納税を活用し、備品を整備する。 イ　経費 備品購入費［10,200 千円］ ウ　財源 ふるさと未来夢基金繰入金［10,000 千円］ 一般財源［200 千円］

(12) 赤碕総合運動公園管理［1,100 千円］

ア　事業説明

より安全で快適な施設とするため企業版ふるさと納税を活用し、赤碕運動公園内の野球場の散水設備等を修繕する。

イ　経費

修繕料［1,100 千円］

ウ　財源

企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金［1,100 千円］

(13) 国県返納金［32,848 千円］

ア　事業説明

令和７年度事業について事業費確定に伴い、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ　経費

返納金［32,848 千円］

主な返納金

児童手当等交付金国庫返納金	［12,059 千円］
障害者医療費国庫負担金返納金	［2,688 千円］
生活保護費国庫負担金返納金	［2,468 千円］
障害者自立支援給付費国庫負担金返納金	［2,374 千円］
鳥取県児童手当支給事業費負担金返還金	［1,494 千円］
鳥取県障害者医療費負担金返納金	［1,269 千円］
重層的支援体制整備事業交付金国庫返納金	［2,608 千円］

ウ　財源

一般財源［32,848 千円］

(14) 財政調整基金積立金［446,000 千円］

ア　事業説明

令和７年度からの繰越金及び令和８年度の普通交付税を財源とし、今後の災害等に備えるため、財政調整基金の積立金を追加するもの。

イ　基金残高

［単位：千円］

基金名	補正額	補正後残高(見込)
財政調整基金	446,000	1,276,627

ウ　財源

一般財源［446,000 千円］

3　繰越明許費

追加　［単位：千円］

事業名	金額
もえるごみ指定ごみ袋購入事業	11,727

4　債務負担行為

変更　［単位：千円］

事　項		変更前	変更後
地域経済変動対策資金利子補助金（令和８年度分）	期間	令和 9 年度から令和 11 年度まで	令和 9 年度から令和 11 年度まで
	限度額	1,307	6,552

補足事項	

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">すこやか健康課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 100 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和８年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第２号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">前年度繰越金の確定に伴い会計剰余金の基金積み立てを行うとともに、県に支払う納付金の一部財源組替を行うもの。また、前年度の国庫支出金の精算及び確定による返還を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>1,863,925</td><td>19,330</td><td>1,883,255</td></tr>
</table>
２　主な計上内容
【歳入】
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th><th>主な補正理由</th></tr>
<tr><td>基金繰入金</td><td>△26,001</td><td>前年度繰越金の増額による減</td></tr>
<tr><td>繰越金</td><td>45,331</td><td>前年度繰越金の確定による増</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>19,330</td><td></td></tr>
</table>
【歳出】
（１）　国民健康保険事業費納付金［財源組替］
ア　事業説明
前年度繰越金の確定による増額補正に伴い、財源組替を行うもの。
イ　経費
国民健康保険事業費納付金［財源組替］
ウ　財源
基金繰入金［△26,001 千円］
一般財源　　［26,001 千円］

（２）　基金積立金［18,638 千円］
ア　事業説明
前年度繰越金額の確定に伴い、会計剰余金を財政調整基金へ積み立てるため、増額補正を行うもの。
イ　経費
財政調整基金積立金［18,638 千円］
ウ　財源
一般財源［18,638 千円］

（３）　諸支出金［692 千円］
ア　事業説明</td></tr>
</table>

	前年度の国庫支出金の精算及び確定による返還を行うもの。 イ　経費 諸費（国庫支出金等返納金）［692 千円］ 令和７年度子ども・子育て支援事業費補助金国庫返納金 ウ　財源 一般財源［692 千円］
補足事項	

令和８年９月定例議会　議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 101 号	議案名	令和８年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第２号)			
目　　的	実績見込みによる介護給付費の増額補正及び前年度繰越金の確定に伴い、基金積立金や国県等への返納金の増額補正を行うもの。					

内　　容

１　補正額　　［単位：千円］

補正前予算額	補正額	補正後予算額
2,289,613	43,877	2,333,490

２　主な計上内容

【歳入】

款名称等	補正額	主な補正理由
国庫支出金	2,128	前年度決算に伴う国庫交付金　2,128
支払基金交付金	1,522	前年度決算に伴う基金交付金　1,522
県支出金	16,224	地域支援事費の増額に伴う県負担金　125 前年度決算に伴う県負担金　16,099
繰入金	18,153	総務費の増額に伴う町負担分　272 地域支援事業費の増額に伴う町負担分　125 前年度決算に伴う一般会計繰入金　2,196 前年度決算に伴う基金繰入金(取崩)　15,560
繰越金	5,850	前年度繰越金
合　　計	43,877	

【歳出】

（１）　総務費　［ 272 千円］

ア　事業説明

認定審査会システム端末修繕及び認定審査会システムの標準化対応に伴う鳥取中部ふるさと広域連合負担金を増額補正を行うもの。

イ　経費

（ア）　修繕料　　［ 192 千円］

（イ）　負担金　　［　80 千円］

ウ　財源

（ア）　繰入金　　［ 272 千円］

（２）　地域支援事業費　［ 648 千円］

ア　事業説明

成年後見制度利用支援助成金の対象者について、当初の見込みを超える申請があるため、不足分の増額補正を行うもの。

イ　経費
（ア）　扶助費　［ 648 千円］
ウ　財源
（ア）　国庫支出金　［ 250 千円］
（イ）　県支出金　［ 125 千円］
（ウ）　一般会計繰入金　［ 125 千円］
（エ）　基金繰入金　［ 148 千円］

（３）　基金積立金　［ 21,697 千円］
ア　事業説明
前年度決算に伴い生じた剰余金を基金に積み立てるもの。
イ　経費
（ア）　基金積立金　［21,697 千円］
ウ　財源
（ア）　国庫支出金　［ 1,878 千円］
（イ）　県支出金　［16,099 千円］
（ウ）　支払基金　［ 1,522 千円］
（エ）　一般会計繰入金　［ 2,196 千円］
（オ）　基金繰入金　［ 2 千円］

（４）　諸支出金　［21,260 千円］
ア　事業説明
前年度決算に伴い、国、支払基金へ返納を行うもの。また、前年度決算に伴う町への返納分について、一般会計繰出金の補正を行うもの。
イ　経費
（ア）　返納金　［20,475 千円］
（イ）　一般会計繰出金　［ 785 千円］
ウ　財源
（ア）　繰越金　［ 5,850 千円］
（イ）　基金繰入金　［15,410 千円］

３　債務負担行為

［単位：千円］

事　項	期間	限度額
介護認定審査会システム更新事業	令和９年度まで	2,160

補足事項	

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>すこやか健康課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 102 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">令和８年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">前年度繰越金の確定に伴う予備費の増額補正を行うもの。また、前年度の国庫支出金の精算及び確定による返還を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>370,054</td><td>2,056</td><td>372,110</td></tr>
</table>
２　主な計上内容
【歳入】
（１）　繰越金［2,056 千円］
ア　事業説明
前年度繰越金額の確定に伴う繰越金の増額補正を行うもの。

【歳出】
（１）　総務管理費［820 千円］
ア　事業説明
前年度の国庫支出金の精算及び確定による返還を行うもの。
イ　経費
諸費（国庫支出金等返納金）［820 千円］
令和７年度子ども・子育て支援事業費補助金返納金
ウ　財源
一般財源［820 千円］

（２）　予備費［1,236 千円］
ア　事業説明
前年度繰越金額の確定に伴う予備費の増額補正を行うもの。
イ　経費
予備費
ウ　財源
一般財源［1,236 千円］</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>農林水産課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 103 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">令和８年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第１号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">前年度決算に伴う繰越金の増額に伴い、歳入歳出を増額補正するもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>26,457</td><td>520</td><td>26,977</td></tr>
</table>
２　主な計上内容
（１）　歳入予算
前年度繰越金[520 千円]

（２）　歳出予算
一般会計繰出金[520 千円]</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

令和８年９月定例議会　議案概要	担当課	総務課	種別	予算

目　　的	財産区特別会計について、前年度繰越金の確定等に伴う補正を行うもの。

内　　容

議案第 104 号　令和８年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第１号)

１　補正額　　[単位：千円]

補正前予算額	補正額	補正後予算額
17,326	56	17,382

２　主な計上内容

（１）　歳入予算

前年度繰越金[56 千円]

（２）　歳出予算

ア　委員報酬[２千円]

役員改選(令和８年７月 23 日)に伴い、新委員２名分の報酬１月分を計上するもの。

イ　予備費[54 千円]

議案第 105 号　令和８年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算(第１号)

１　補正額　　[単位：千円]

補正前予算額	補正額	補正後予算額
13,882	5,505	19,387

２　主な計上内容

（１）　歳入予算

ア　財産収入 [5,500 千円]

立木の売払収入を計上するもの。

イ　前年度繰越金[５千円]

（２）　歳出予算

ア　委員報酬[１千円]

役員改選(令和８年７月 23 日)に伴い、新委員１名分の報酬１月分を計上するもの。

イ　予備費[5,504 千円]

議案第 106 号　令和８年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第１号)

１　補正額　［単位：千円］

補正前予算額	補正額	補正後予算額
9,473	83	9,556

２　主な計上内容

（１）　歳入予算

前年度繰越金[83 千円]

（２）　歳出予算

ア　委員報酬[３千円]

役員改選(令和８年７月 23 日)に伴い、新委員３名分の報酬１月分を計上するもの。

イ　予備費[80 千円]

議案第 107 号　令和８年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第１号)

１　補正額　［単位：千円］

補正前予算額	補正額	補正後予算額
67,716	316	68,032

２　主な計上内容

（１）　歳入予算

前年度繰越金[316 千円]

（２）　歳出予算

ア　委員報酬[18 千円]

役員改選(令和８年７月 23 日)に伴い、新委員３名分の報酬１月分を計上するもの。

イ　予備費[298 千円]

補足事項	

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">上下水道課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 108 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和８年度琴浦町水道事業会計補正予算(第１号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">配水及び給水費の修繕費について減額補正し、固定資産購入費について増額補正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額
■支出　　単位：千円
<table><tr><th>区　　分</th><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr><tr><td>収益的支出</td><td>351,581</td><td>△1,086</td><td>350,495</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>634,519</td><td>3,692</td><td>638,211</td></tr></table>
２　主な計上内容
（１）支出　収益的支出[△1,086 千円]
ア　事業説明
配水及び給水費の修繕費について、修繕し再利用する予定であった量水器が経年劣化により修繕が困難のものを、資本的支出で新たに購入するため、不必要となった修繕費を減額するもの。
イ　経費
（ア）営業費用[△1,086 千円]
配水及び給水費[△1,086 千円]
ウ　財源
（ア）一般財源[△1,086 千円]

（２）支出　資本的支出[3,692 千円]
ア　事業説明
建設改良費の水源地改良費について、水位計（東伯第６水源地）が故障したことによる取替え費用の増額、固定資産購入費については、修繕し再利用が不可となった量水器を購入する費用を増額するもの。

イ　経費
（ア）建設改良費[3,692 千円]
水源地改良費 [1,650 千円]
固定資産購入費[2,042 千円]
ウ　財源
（ア）一般財源[3,692 千円]</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

令和８年９月定例議会　議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 109 号	議案名	令和８年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第１号）			
目　　的	倉坂５号マンホールポンプ場水位計修繕に係る費用を増額するもの。					

内　　容

１　補正額

（１）　収入　　［単位：千円］

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的収入	909,525	1,300	910,825
資本的収入	774,918	0	774,918

（２）　支出　　［単位：千円］

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的支出	906,001	1,300	907,301
資本的支出	1,074,189	0	1,074,189

２　主な計上内容

（１）　収入　収益的収入［1,300 千円］

ア　説明

収益的支出の補正に伴い、一般会計繰入金の増額を行うもの。

イ　内訳

（ア）　営業外収益［1,300 千円］

ａ　他会計補助金［1,300 千円］

（ａ）　一般会計繰入金（基準外）［1,300 千円］

ウ　収益的収入における一般会計繰入金計算式の概要

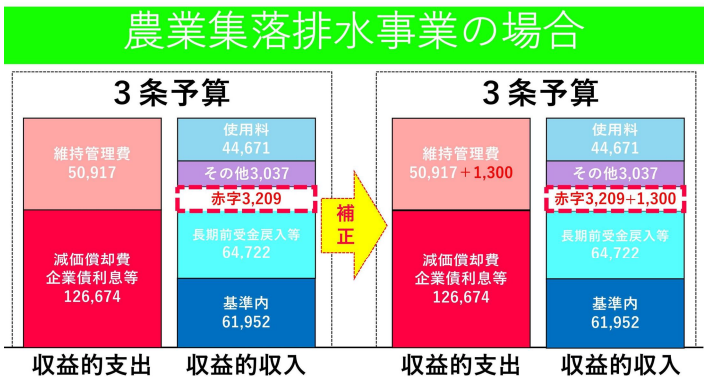
①維持管理費＝修繕費、委託料など

②資本費＝減価償却費＋資産減耗費＋企業債利息－長期前受金戻入等

⇒①≦使用料の場合（公共・特環）：①＋②－使用料となる。

⇒①＞使用料の場合（農集）：②が上限額となるため、不足額については、基準外繰出金（赤字補填）として下水道事業会計へ繰り出す形となる。

エ　イメージ



	（３） 支出　収益的支出[1,300 千円] ア　説明 倉坂５号ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ場水位計修繕に係る費用を増額するもの。 イ　経費 （ア） 営業費用[1,300 千円] ａ　管路費[1,300 千円] （ａ） 修繕費[1,300 千円] ウ　財源 他会計補助金[1,300 千円]
補足事項	

令和８年９月定例議会　議案概要	担当課	総務課 すこやか健康課 上下水道課 農林水産課	種別	決算

目　　的	令和７年度会計に係る歳入歳出決算等について議会の認定に付するもの。
内　　容	**議案第 110 号　令和７年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について** （１）　歳入総額　14,633,736,891 円 （２）　歳出総額　14,071,365,772 円 （３）　歳入歳出差引額　562,371,119 円 （４）　繰越明許費繰越額　35,695,862 円 （５）　事故繰越繰越額　8,326,412円 （６）　実質収支額　518,348,845 円 **議案第 111 号　令和７年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について** （１）　歳入総額　1,795,622,074 円 （２）　歳出総額　1,749,290,738 円 （３）　歳入歳出差引額　46,331,336 円 （４）　実質収支額　46,331,336 円 **議案第 112 号　令和７年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について** （１）　歳入総額　2,289,767,829 円 （２）　歳出総額　2,283,915,976 円 （３）　歳入歳出差引額　5,851,853 円 （４）　実質収支額　5,851,853 円 **議案第 113 号　令和７年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について** （１）　歳入総額　328,219,528 円 （２）　歳出総額　326,162,499 円 （３）　歳入歳出差引額　2,057,029 円 （４）　実質収支額　2,057,029 円

議案第114号　令和７年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　25,438,736円
（２）　歳出総額　18,918,816円
（３）　歳入歳出差引額　6,519,920円
（４）　実質収支額　6,519,920円

議案第115号　令和７年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　22,847円
（２）　歳出総額　0円
（３）　歳入歳出差引額　22,847円
（４）　実質収支額　22,847円

議案第116号　令和７年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　21,741円
（２）　歳出総額　0円
（３）　歳入歳出差引額　21,741円
（４）　実質収支額　21,741円

議案第117号　令和７年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　180円
（２）　歳出総額　0円
（３）　歳入歳出差引額　180円
（４）　実質収支額　180円

議案第118号　令和７年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　0円
（２）　歳出総額　0円
（３）　歳入歳出差引額　0円
（４）　実質収支額　0円

議案第119号　令和７年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　1,103円
（２）　歳出総額　0円
（３）　歳入歳出差引額　1,103円
（４）　実質収支額　1,103円

議案第120号　令和７年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　17,970,690円
（２）　歳出総額　864,139円
（３）　歳入歳出差引額　17,106,551円
（４）　実質収支額　17,106,551円

議案第121号　令和７年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　14,037,339円
（２）　歳出総額　155,268円
（３）　歳入歳出差引額　13,882,071円
（４）　実質収支額　13,882,071円

議案第122号　令和７年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　10,020,031円
（２）　歳出総額　471,022円
（３）　歳入歳出差引額　9,549,009円
（４）　実質収支額　9,549,009円

議案第123号　令和７年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について

（１）　歳入総額　68,296,940円
（２）　歳出総額　886,456円
（３）　歳入歳出差引額　67,410,484円
（４）　実質収支額　67,410,484円

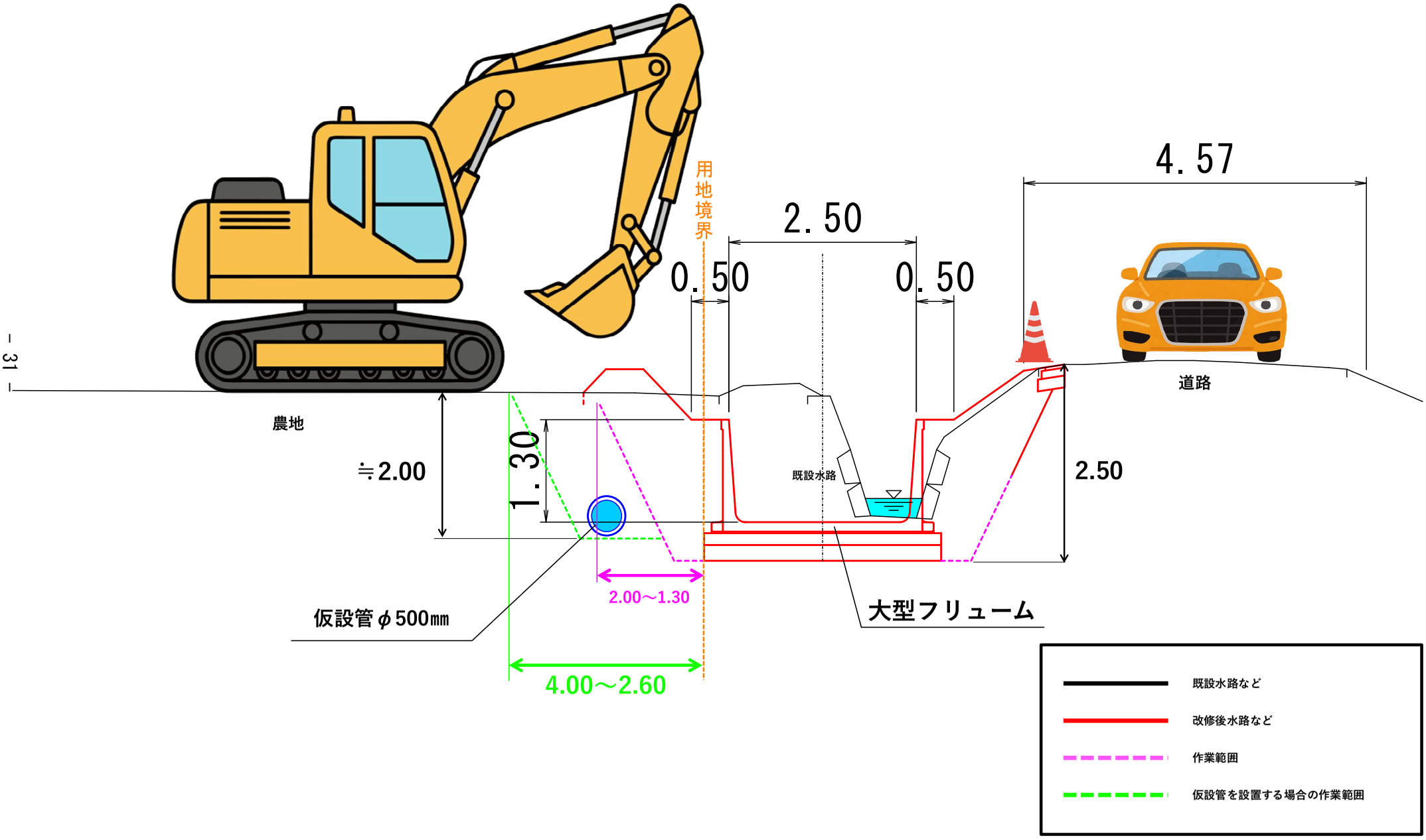
	議案第 124 号　令和７年度琴浦町水道事業会計決算認定について （１）　収益的収入　357,457,139 円(税抜　329,570,776 円) （２）　収益的支出　319,188,314 円(税抜　311,256,201 円) （３）　資本的収入　409,116,909 円(税抜　同額) （４）　資本的支出　554,162,321 円(税抜　510,631,925 円) （５）　当年度純利益　17,614,914 円 **議案第 125 号　令和７年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について** （１）　建設改良積立金の積立　0 円 （２）　利益積立金の積立　17,614,914 円 （３）　建設改良積立金の積立及び資本金への組入　0 円 （４）　資本金への組入　0 円 **議案第 126 号　令和７年度琴浦町下水道事業会計決算認定について** （１）　収益的収入　897,279,339 円(税抜　873,170,419 円) （２）　収益的支出　872,914,579 円(税抜　848,682,991 円) （３）　資本的収入　305,126,156 円(税抜　同額) （４）　資本的支出　597,837,147 円(税抜　593,078,119 円) （５）　当年度純利益　24,487,428 円 **議案第 127 号　令和７年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について** （１）　建設改良積立金の積立　24,487,428 円 （２）　建設改良積立金の積立及び資本金への組入　0 円 （３）　資本金への組入　19,203,572 円
補足事項	

令和８年９月定例議会　議案概要			担当課	農林水産課	種別	その他
議案番号	議案第 128 号	議案名	建設工事請負変更契約の締結について 〔笠見地区農業用排水路改修工事（２工区)〕			
目　　的	令和８年６月 15 日に契約締結し、令和８年７月 22 日付で変更契約を締結した、笠見地区農業用排水路改修工事（２工区）について、請負金額の変更を行いたいため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第１項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 54 号)第２条の規定に基づき、工事請負変更契約の締結を行うもの。					
内　　容	１　現契約 （１）　工事名　　笠見地区農業用排水路改修工事（２工区） （２）　工事場所　　東伯郡琴浦町大字笠見(工事位置図は別紙のとおり) （３）　契約日　　当　　初：令和８年６月 15 日 第１回変更：令和８年７月 22 日 （４）　工事完成期限　令和９年１月 29 日 （５）　請負金額　　当　　初：47,080,000 円（税込） 第１回変更：57,637,800 円（税込） （６）　契約の方法　　指名競争入札 （７）　契約者 ア　住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾 733 イ　氏名　有限会社　東伯土建工業 代表取締役　長谷川　康行 ２　主な工事概要 田越・笠見地区の浸水対策として、笠見地区の排水路を改修 ・大型フリューム（2500×1300）　Ｌ＝73.58m ・ブロック積擁壁　　Ｌ＝13.9m ・プレキャスト床板設置　　１箇所、５枚　他 ３　第２回変更契約（今回議案） （１）　仮変更契約日　令和８年８月 28 日　※予定 （２）　変更請負金額　63,786,800 円（税込） （３）　増　　額　6,149,000 円（税込） ４　主な変更内容 （１）　水替え方法の変更 排水ポンプ運転方法　変更前：作業時排水　変更後：常時排水 波状管（φ500）　　変更前：113.0m　　変更後：21.0m					

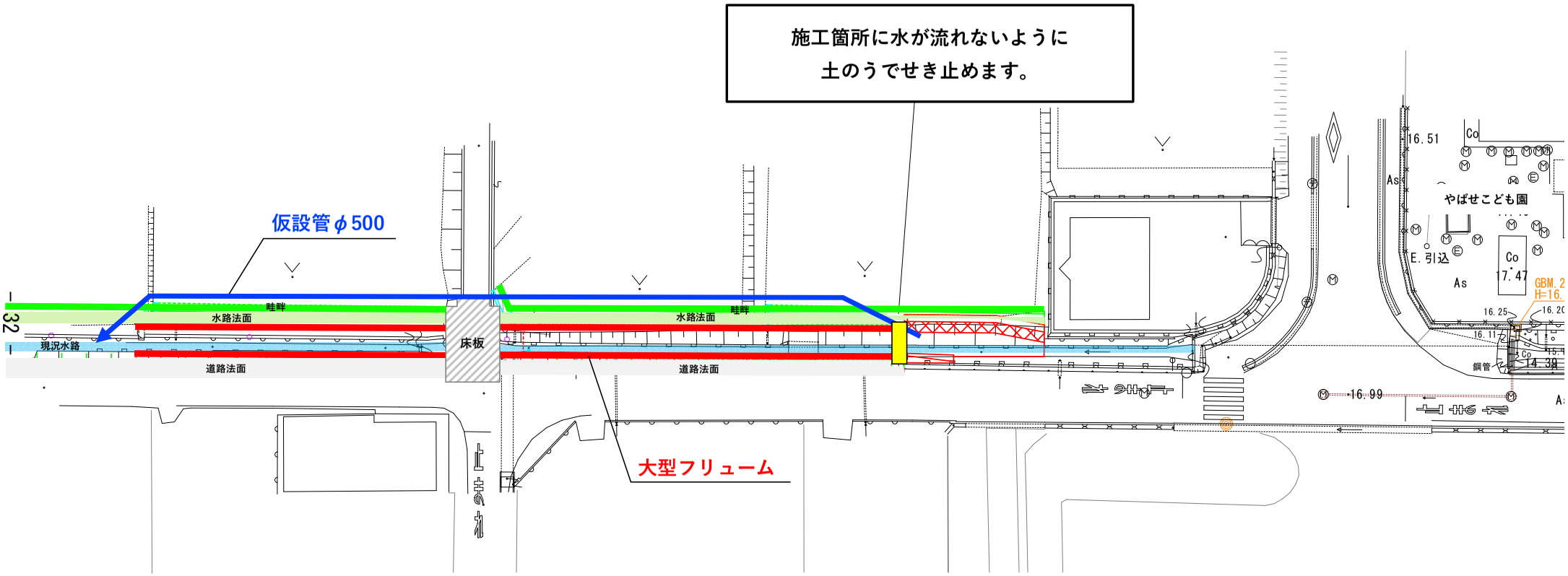
	5　主な変更理由 （1）　第１回変更契約における水替え方法の変更は、拡幅する水路敷きを迂回し、農地側を掘削して仮設管を設置するものであり、耕作者の同意を得ていた。 　仮設管による排水は自然流下させるため、農地の表面から水路底までの深さを掘削するものであり、耕作者が試掘状況を確認したところ、想定よりも掘削幅、掘削深が大きく、復旧後の大型機械による作業に支障をきたす強い懸念が示された。 　十分な転圧による農地の復旧を行ったとしても、地盤の沈下やぬかるみの発生を完全に防ぐ保証はなく、大型機械による効率的な作業への影響を考慮し、水替えの方法を大型ポンプによる常時排水へ変更する。 6　補足 （1）　作業時排水 　現場作業中のみポンプを稼働し、作業箇所への流入水、湧水等を排水する方法。夜間、休日はポンプを停止する。 （2）　常時排水 　作業有無にかかわらず 24 時間ポンプを稼働し排水すること。
補足事項	

仮設管設置　参考図(断面図)

【単位：m】



仮設管設置　参考図(平面図)

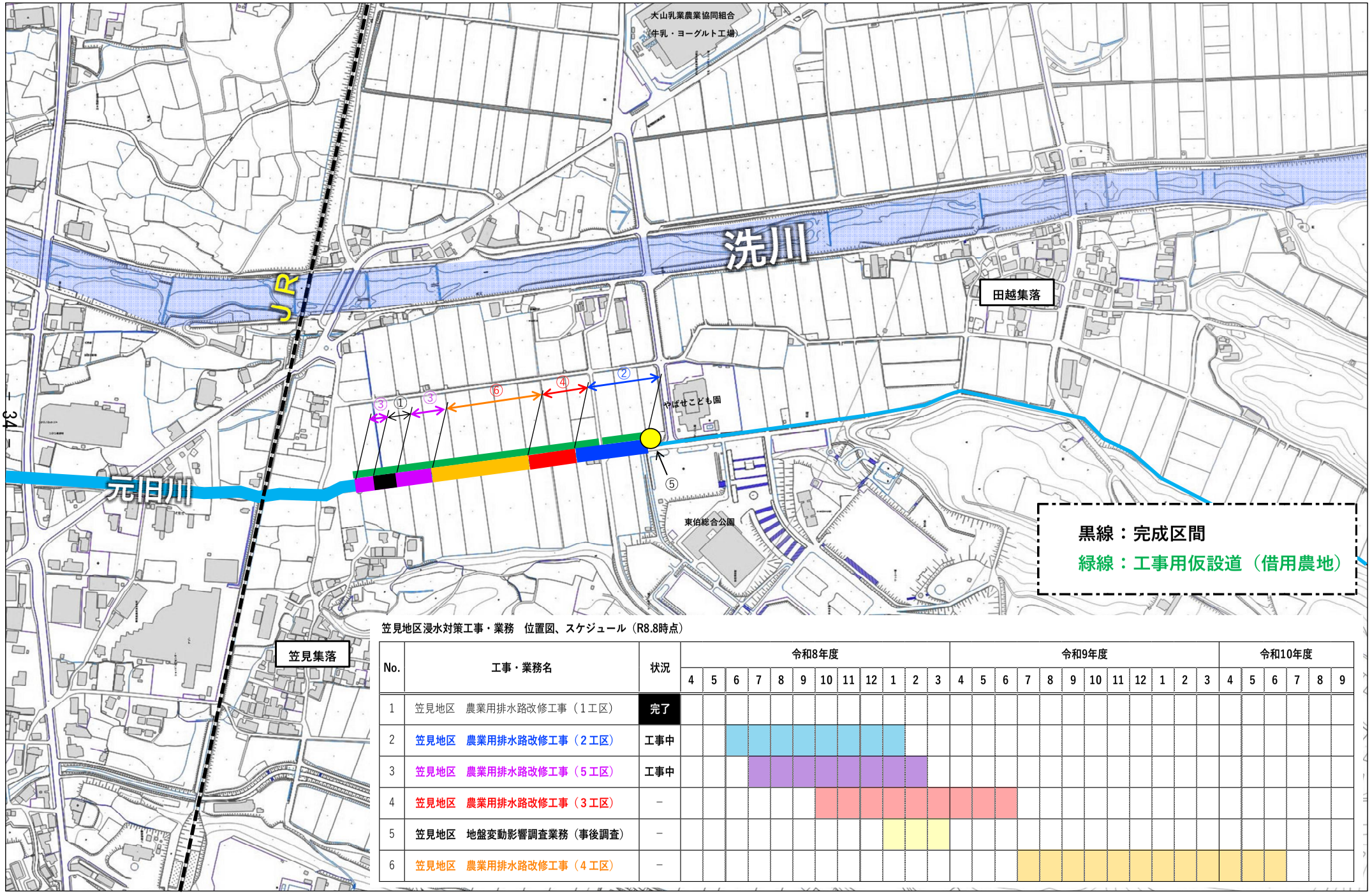


工事位置図

工事名：笠見地区農業用排水路改修工事（2工区）



笠見地区浸水対策工事・業務　位置図、スケジュール（R8.8時点）



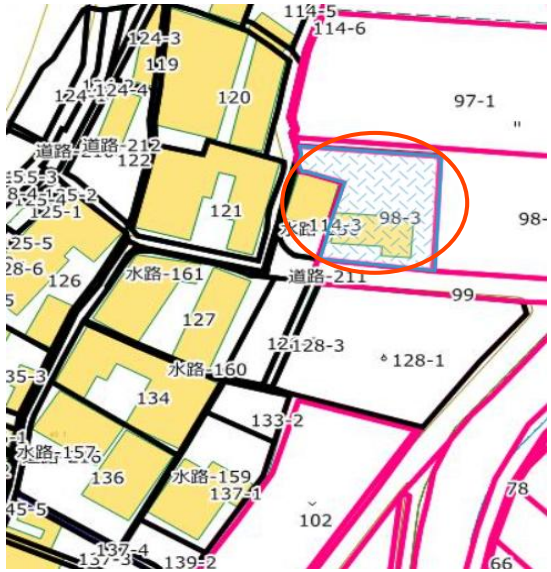
笠見地区浸水対策工事・業務　位置図、スケジュール（R8.8時点）

No.	工事・業務名	状況	令和8年度												令和9年度												令和10年度					
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	笠見地区　農業用排水路改修工事（１工区）	完了																														
2	笠見地区　農業用排水路改修工事（２工区）	工事中																														
3	笠見地区　農業用排水路改修工事（５工区）	工事中																														
4	笠見地区　農業用排水路改修工事（３工区）	－																														
5	笠見地区　地盤変動影響調査業務（事後調査）	－																														
6	笠見地区　農業用排水路改修工事（４工区）	－																														

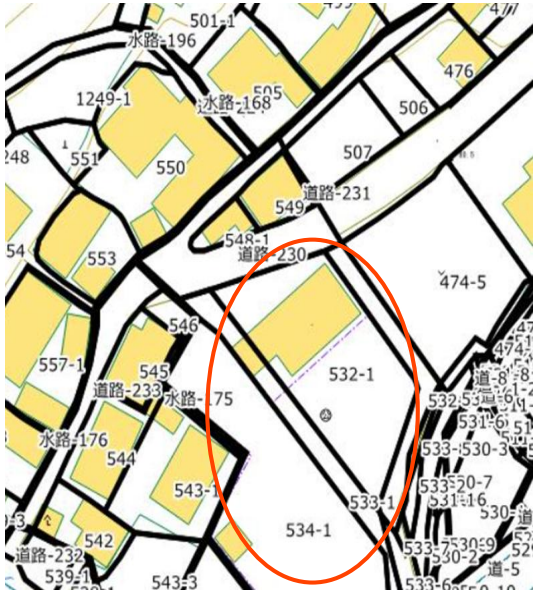
<table>
<tr><td colspan="2">令和８年９月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>総務課</td><td>種別</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 129 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">財産の無償譲渡について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項の規定により、議会の議決を求めるもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">１．財産の内容
物件名：倉坂多目的集会所・倉坂地区活性化施設
（土地）<table><tr><th>地番</th><th>地目</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>琴浦町大字倉坂字堂ノ前 533 番１</td><td>宅地</td><td>396.00</td></tr></table>（建物）<table><tr><th>所在</th><th>名称</th><th>構造</th><th>床　面　積（㎡）</th></tr><tr><td>琴浦町大字倉坂字堂ノ前 532 番地１、533 番地１</td><td>倉坂多目的集会所</td><td>木造かわらぶき平家建</td><td>276.51</td></tr><tr><td>琴浦町大字倉坂字北穴田 98 番地３</td><td>倉坂地区活性化施設</td><td>木造かわらぶき平家建</td><td>81.50</td></tr></table>２．相　手　方
琴浦町大字倉坂532番地１
倉坂自治会　会長　岡田　浩一

３．理　　由
上記財産は、倉坂自治会が集会所として適切な管理を行っており、倉坂自治会は令和４年６月２日に認可地縁団体として認可済みである。
自治会の一層の活性化を図るため、倉坂多目的集会所・倉坂地区活性化施設及び集会所用地を無償で譲渡するものである。</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5">関連議案：議案第 98 号　琴浦町立多目的研修集会施設条例の一部改正について</td></tr>
</table>

倉坂地区活性化施設



倉坂多目的集会所



外観

倉坂多目的集会所



倉坂地区活性化施設



倉坂533番1



令和８年９月定例議会　議案概要			担当課	商工観光課	種別	その他
議案番号	議案第 130 号	議案名	琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について			
目　　的	令和８年５月７日付の前指定管理者の指定取り消しを受け、暫定直営を行っている「一向平キャンプ場」について、次期指定管理者に株式会社 LEA（レア）を指定しようとするもの。					
内　　容	１　内 容 公募により選定された指定管理候補者の指定について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるもの。 （１）事業者の名称：株式会社 LEA（代表取締役 宮本 達也） （２）事業者の所在地：鳥取県倉吉市上井３６１番地１ ２　事業実績 （１）設立・業態：令和５年１月設立（４期目）。生活インフラ（新電力、光回線等）を主軸に、イベント企画、広告、コールセンター事業等を展開。 （２）イベント実績：令和７年度に倉吉未来中心で「クリスマスマーケット」を主催。１万人規模を集客し、地域の賑わい創出に実績がある。 ３　今後の取組方針 （１）コスト構造の改善：自社のコールセンター機能を活用して予約・受付業務を行い、従来外部委託していた経費（年間 120 万円）を削減して再投資に充てる。 （２）サービス・設備の更新：キャンプ機材の一新、手ぶらキャンプの導入、東伯牛等の地元食材を活用したＢＢＱプランの提供。 （３）新たな収益源：将来的にご当地グルメ「琴浦サ飯（牛骨ラーメン等）」の提供、森林体験・交流センターを簡易宿泊所として活用する事業を目指す。 ４　指定管理候補者選定結果 （１）選定委員会：令和８年８月 10 日開催。委員６名による審査。 （２）採点結果：提案内容評価 56.67 点（基準 54 点） 財務評価 9.33 点（基準 6 点） ５　選定理由 （１）経営の安定性：自己資本比率が約 71％と高く、３期連続黒字など、前管理者の課題であった経営基盤の脆弱性を払拭する財務状況にある。 （２）専門性と発信力：宿泊施設コンサルやホテル勤務経験を持つ専門人材を配置し、ＳＮＳを活用した高い集客プロモーション能力が期待できる。 ※指定管理期間：令和８年 10 月１日 ～ 令和 12 年３月 31 日（３年６か月） ※指定管理料：令和８年度：1,650 千円、令和９～11 年度：各 3,300 千円					
補足事項						